

奈良学園大学教職・保育課程委員会規程

〔 制 定 平成30年 4月 1日
最近改正 平成31年 4月 1日 〕

(設置)

第1条 本学に、教職課程及び保育課程に関する事項の学部間の連絡、調整等を行うために教職・保育課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成員)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 人間教育学部長
- (3) 人間教育学科長
- (4) キャリアセンター教職担当教育職員 1名
- (5) 人間教育学部長が推薦し学長が委嘱する教職に関する科目を担当する教員 2名
- (6) 人間教育学部長が推薦し学長が委嘱する幼児教育に関する科目を担当する教員 2名
- (7) 事務局教務課長
- (8) その他学長が必要と認め委嘱した者

2 前項第5号、第6号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。なお、委員長は、委員の中から学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(委員以外の出席)

第4条 委員長は、委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、事務局教務課においてこれを行う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会においてこれを行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。